

資

料

各種の届出書・申請書・申告書

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)及び人格のない社団等の分...平成・四・一以後終了事業年度分

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 課 目	業種 目	風 況 書	要 丙	青色申告 一連番号	法源番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分 郵便官署消印 確認印 省路 年 月 日
納税地 電話()	事業種目 期末現在の資本の金額又は出資金額	同非区分 同族会社 非同族の同族会社 非同族会社	経理責任者 自署押印 旧納税地及び旧法人名等	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書	税務署 理 欄	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日
 事業年度分の 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
 (合の計算期間 平成 年 月 日)

所得金額又は欠損金額(別表四「36の①」)	1	十億	百万	千	円	この申告による還付金額	16	十億	百万	千	円
法人税額(36)又は(37)	2					中間納付額(14)-(13)	17				
法人税額の特別控除額(別表六(3)「39」+別表六(4)「40」+別表六(5)「41」+別表六(6)「42」+別表六(7)「43」)	3					欠損金の繰戻しによる還付請求税額	18				
差引法人税額(2)-(3)	4					計(16)+(17)+(18)	19				
リース特別控除戻取税額(別表六(8)「30」+別表六(12)「29」+別表六(15)「29」)	5					この申告が修正申告である場合	20				
課税土地譲渡利益金額(別表三(2)「22」+別表三(3)「23」+別表三(4)「18」+別表三(5)「19」)	6			0	0	この申告が修正申告である場合	21				
課税土地譲渡利益金額(別表三(2)「22」+別表三(3)「23」+別表三(4)「18」+別表三(5)「19」)	7					所得金額又は欠損金額	22				
課税土地譲渡利益金額(別表三(2)「22」+別表三(3)「23」+別表三(4)「18」+別表三(5)「19」)	8			0	0	課税留保金額	23				
課税留保金額(別表三(一)「31」)	9					法人税額	24				
課税留保金額(別表三(一)「31」)	10			0	0	還付金額	25				
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)	11					この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(23)若しくは((15)+(24)又は(24)-(19))	26			0	0
仮装整理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12					欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七「2」の計)及び「24」	27				
控除税額((10)-(11))と(4)のうち少ない金額	13				0	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金(別表七「3」の合計)	28				
差引所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)	14				0	この申告が修正申告である場合	29				
中間申告分の法人税額	15				0	この申告が修正申告である場合	30				
差引確定(中間申告の場合はその)法人税額(税額とし、マイナスの場合(13)-(14)の場合は、(17)へ記入)	16				0	この申告が修正申告である場合	31				
法人税額(別表三(一)「31」)	17				0	この申告が修正申告である場合	32				
法人税額(別表三(一)「31」)	18				0	この申告が修正申告である場合	33				
法人税額(別表三(一)「31」)	19				0	この申告が修正申告である場合	34				
法人税額(別表三(一)「31」)	20				0	この申告が修正申告である場合	35				
法人税額(別表三(一)「31」)	21				0	この申告が修正申告である場合	36				
法人税額(別表三(一)「31」)	22				0	この申告が修正申告である場合	37				
法人税額(別表三(一)「31」)	23				0	この申告が修正申告である場合	38				
法人税額(別表三(一)「31」)	24				0	この申告が修正申告である場合	39				
法人税額(別表三(一)「31」)	25				0	この申告が修正申告である場合	40				
法人税額(別表三(一)「31」)	26				0	この申告が修正申告である場合	41				
法人税額(別表三(一)「31」)	27				0	この申告が修正申告である場合	42				
法人税額(別表三(一)「31」)	28				0	この申告が修正申告である場合	43				
法人税額(別表三(一)「31」)	29				0	この申告が修正申告である場合	44				
法人税額(別表三(一)「31」)	30				0	この申告が修正申告である場合	45				
法人税額(別表三(一)「31」)	31				0	この申告が修正申告である場合	46				
法人税額(別表三(一)「31」)	32				0	この申告が修正申告である場合	47				
法人税額(別表三(一)「31」)	33				0	この申告が修正申告である場合	48				
法人税額(別表三(一)「31」)	34				0	この申告が修正申告である場合	49				
法人税額(別表三(一)「31」)	35				0	この申告が修正申告である場合	50				
法人税額(別表三(一)「31」)	36				0	この申告が修正申告である場合	51				
法人税額(別表三(一)「31」)	37				0	この申告が修正申告である場合	52				
法人税額(別表三(一)「31」)	38				0	この申告が修正申告である場合	53				
法人税額(別表三(一)「31」)	39				0	この申告が修正申告である場合	54				
法人税額(別表三(一)「31」)	40				0	この申告が修正申告である場合	55				
法人税額(別表三(一)「31」)	41				0	この申告が修正申告である場合	56				
法人税額(別表三(一)「31」)	42				0	この申告が修正申告である場合	57				
法人税額(別表三(一)「31」)	43				0	この申告が修正申告である場合	58				
法人税額(別表三(一)「31」)	44				0	この申告が修正申告である場合	59				
法人税額(別表三(一)「31」)	45				0	この申告が修正申告である場合	60				
法人税額(別表三(一)「31」)	46				0	この申告が修正申告である場合	61				
中間配当の効力発生の日	平成 年 月 日	決算確定の日	平成 年 月 日	銀行 支店 預金 口座番号 郵便局 税務署処理欄							

御注意 「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます)又は人格のない社団等について記載します。

平成 年 月 日 税務署長殿		白色申告 一連番号 法源番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日 申告区分 序指定 局指定 指導等 区分 郵便官署消印 確認印 省略 年 月 日 年 月 日
納税地 (ふりがな) 電話()	事業種目 期末現在の資本の金額又は出資金額	同非区分 同族会社 非同族の同族会社 非同族会社
法人名 (ふりがな) 代表者 自署押印 代表者 住所	経理責任者 自署押印 旧納税地及び 旧法人名等 添付書類 貸借対照表、損益計算書、 損益金処分表、勘定科目内訳明細書	年 月 日 年 月 日

平成 年 月 日
 平成 年 月 日

事業年度分の 申告書

(中間申告の場合 平成 年 月 日)
 (合の計算期間、平成 年 月 日)

御注意 「30」から「32」までの各欄には、当期末における資本の金額若しくは出資金額が一億円以下の法人若しくは資本若しくは出資を有しない法人(相互会社を除きます)又は人格のない社団等について記載します。

所得金額又は欠損金額 (別表四「36の①」) 1	10 億 百万 千 円 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []	01 この申告による還付金額 所得税額等の還付金額 (46)	10 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
法人税額 (36)又は(37) 2	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	03 中間納付金額 (14)-(13) 17	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
法人税額の特別控除額 (別表六(一)「20」+別表六(二)「21」+ 別表六(三)「22」+別表六(四)「23」+別表六(五)「24」) 3	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	04 欠損金の繰戻しによる還付請求税額 18	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
差引法人税額 (2)-(3) 4	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	計 (16)+(17)+(18) 19	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
リース特別控除取戻税額 (別表六(六)「25」+別表六(七)「26」+ 別表六(八)「27」+別表六(九)「28」) 5	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	05 この申告が修正申告である場合 この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(23)若しくは((15)+(24)又は((24)-(19))) 25	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「29」+別表三(二)「30」+ 別表三(三)「31」+別表三(四)「32」) 6	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	07 欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七「2」及び「24」) 26	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
課税土地譲渡金 同上に対する税額 (38)+(39)+(40)+(41) 7	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	08 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七「3」の合計) 27	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
課税留保金 (別表三(一)「31」) 8	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	09 此修めこの申告前の 欠損金又は災害損失金の正等 の申告前の 翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金 28	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
同上に対する税額 (別表三(一)「39」) 9	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	30 (30)の28%相当額 34	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9) 10	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	31 (31)の37.5%相当額 35	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
仮業経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 11	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	法人税額 (34)+(35) 36	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
控除税額 (10)-(11)と(44)のうち少ない金額 12	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	法人税額 ((33)の37.5%相当額) 37	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12) 13	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	土地譲渡税額 (別表三(三)「19」) 40	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
中間申告分の法人税額 14	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	土地譲渡金 同上 41	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
差引確定税額 (13)-(14) 又は、(17)へ記入 15	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	中間配当の金額 47	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
法人税額の計算 中小法人の場合 (1)の金額又は800万円× 相当額のうち少ない金額 (1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1)-(30) 30	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益の配当(剰余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く) 48	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
31	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益又は剰余金処分 による賞与の額 49	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
32	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	還元又は 付す郵便 受ける銀行 名	銀行 支店 預金 口座番号 郵便局
33	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	※ 税務署処理欄	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
34	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	中間配当の金額 47	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
35	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益の配当(剰余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く) 48	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
36	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益又は剰余金処分 による賞与の額 49	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
37	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	還元又は 付す郵便 受ける銀行 名	銀行 支店 預金 口座番号 郵便局
38	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	※ 税務署処理欄	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
39	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	中間配当の金額 47	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
40	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益の配当(剰余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く) 48	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
41	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益又は剰余金処分 による賞与の額 49	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
42	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	還元又は 付す郵便 受ける銀行 名	銀行 支店 預金 口座番号 郵便局
43	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	※ 税務署処理欄	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
44	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	中間配当の金額 47	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
45	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益の配当(剰余金の分配)の金額 (中間配当の金額を除く) 48	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
46	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	利益又は剰余金処分 による賞与の額 49	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
中間配当の 効力発生の日	平成 年 月 日	決算確定の 日	平成 年 月 日

税理士 署名押印

同族会社の判定に関する明細書

事業年度	. . .	法人名
------	-------	-----	-------	-------

別表二（平成三年四月一日以後終了事業年度分）

期末現在の発行済株式数又は出資金額	1		(7)と(8)で上位3順位の株式数又は出資金額の合計	4	
(8)の上位3順位の株式数又は出資金額の合計	2		非同族の同族会社の判定 $\frac{(4)}{(1)}$	5	%
同族会社の判定 $\frac{(2)}{(1)}$	3	%	判 定 結 果	6	同族会社の 非同族会社

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位	判定基準となる株主（社員）及び同族関係者 住所又は所在地 氏名又は法人名		判定基準となる株主との続柄	株式数又は出資金額	
				同族会社でない法人株主	その他の株主等
				7	8
1			本人		

同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 _____ 法人名 _____

別表三(一) 平七・四・一以後終了事業年度分

御注意

21「33」欄には、「15」欄がマイナスであるときは、「10」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載しますが、その端数が「31」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算		積立金基準額の計算		所得金額の計算	
留保所得金額 (別表四「36の②」)	1	期末資本の金額又は出資金額	9	所得金額総計 (別表四「29の①」)	17
法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	2	同上の25%相当額	10	受取配当等の益金不算入額 (別表八「11」又は「22」)	18
住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表六(内)「35」と(別表六(外)「37」× $\frac{1}{100}$ 又は $\frac{1}{100}$)のうち少ない金額)	3	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	11	法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」)	19
住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表六(内)「1」× $\frac{1}{100}$ +「35」と(別表六(外)「37」× $\frac{1}{100}$)のうち少ない金額)	4	期中増減	12	技術等海外取引の所得の特別控除額 (別表十(一)「15」)	20
住民税額の計算の基礎となる法人税額 (3)-(4)又は(5))	5	合併により引き継いだ利益積立金額	13	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「40」)	21
住民税額 (6)×20.7%	6	減資により払い戻した利益積立金額	14	新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額の損金算入額 (別表十五の二「37」又は「38」)	22
当期留保金額 (1)-(2)-(7)	7	資本に組み入れた利益積立金額	15	収用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	23
	8	期末利益積立金額 (11)+(12)-(13)-(14)	16	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	24
	9	積立金基準額 (10)-(15)	17	課税済留保金額の損金算入額 (別表十六の三(二)「32」)	25
	10		18	課税対象留保金額の益金算入額 (別表十六の三(一)「40」)	26
	11		19	所得等の金額 (17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)-(26)	27
	12		20	所得基準額 (27)×35%	28
	13		21	定額基準額 1,500万円× $\frac{1}{12}$	29
	14		22	留保控除額 (16)、(28)と(29)のうち多い金額)	30
	15		23	課税留保金額 (8)-(30)	31
	16		24		000

留保金額に対する税額の計算

課税留保金額		税額		
年3,000万円相当額以下の金額 (31)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	32	000	(32)の10%相当額	36
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額((31)-(32)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(32))のいずれか少ない金額)	33	000	(33)の15%相当額	37
年1億円相当額を超える金額 (31)-(32)-(33)	34	000	(34)の20%相当額	38
計 (31) (32)+(33)+(34)	35	000	計 (36)+(37)+(38)	39

土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する
税額の計算に関する明細書

事業 年度	法人 名
----------	---------

別表三(二) (平成五年四月一日以後終了事業年度分)

御注意

(2) (1) この表には、次の書類を別紙として添付してください。
「土地建物を一括譲渡した場合の区分計算の明細書」
「直接又は間接に要した経費の額の計算」を裏額配賦法によった場合の計算明細書

譲渡資産等の明細	土地の譲渡等の内容		1	(措法第62条の3第2項第1号 該当)	(措法第62条の3第2項第1号 該当)
	譲渡等に係る資産の取得年月日		2		
	同上の資産が土地等である場合	所在地	3		
		面積	4	平方メートル	平方メートル
	譲渡等の年月日		5	平	平
土地の譲渡等による収益の額		6		円	円
同上に対応する原価の額 (36の②)		7			
直接又は間接に要した経費の額の計算	負債利子	10年前の事業年度前の各事業年度に係る負債利子 (24の④)×6%	8		
		上の年度記事以外 法定の負債利子 (37)×6%	9		
		実績による負債利子	10		
	計 ((8)+(9)又は((8)+(10))		11		
	販売費及び一般管理費	10年前の事業年度前の各事業年度に係る販売費及び一般管理費 (24の④)×4%	12		
		上の年度記事以外 法定の販売費及び一般管理費 (37)×4%	13		
		実績による販売費及び一般管理費	14		
	計 ((12)+(13)又は((12)+(14))		15		
	直接又は間接に要した経費の額 ((11)+(15))		16		
	土地譲渡利益金額 (6)-(7)-(16)		17		
圧縮額等の損金算入額		18			
差引土地譲渡利益金額 (17)-((17)と(18)のうち少ない金額)		19			
特別勘定等の益金算入額		20			
課税土地譲渡利益金額 (19)+(20)		21			
課税土地譲渡利益金額の合計額 (21)の合計額		22	0 0 0		
土地譲渡税額 (22)×10%		23	0 0		

譲渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算

10年前の事業年度前年度の各事業	区分	事業年度	10年前の事業年度直前の事業年度末の帳簿価額	保有期間の月数の合計	②×③	事業年度	10年前の事業年度直前の事業年度末の帳簿価額	保有期間の月数の合計	②×③	
			①	②	③	④	①	②	③	④
24	区	①	円	12	円	①	円	12	円	
上記以外の事業年度	区	①	円	12	円	①	円	12	円	
	25	区	①	円	12	円	①	円	12	円
	26	区	①		12		①		12	
	27	区	①		12		①		12	
	28	区	①		12		①		12	
	29	区	①		12		①		12	
	30	区	①		12		①		12	
	31	区	①		12		①		12	
	32	区	①		12		①		12	
	33	区	①		12		①		12	
	34	区	①		12		①		12	
	35	区	①		12		①		12	
	36	区	①		12		①		12	
37	計					計				

短期所有に係る土地の譲渡等に係る
譲渡利益金額に対する税額の計算に
関する明細書

事業 年度	法人 名
----------	---------

別表三
(平成四年一月一日以後終了事業年度分)

御注意

(2) (1) この表には、次の書類を別紙として添付してください。
① 土地建物を一括譲渡した場合の区分計算の明細書
② 「直接又は間接に要した経費の額の計算」を実額配賦法によった場合の計算明細書

譲渡資産等の明細	土地の譲渡等の内容	1	(指法第63条第2項第1号若しくは指令第38条の5第1項第1号又は旧指法第63条第1項第1号該当)	(指法第63条第2項第1号若しくは指令第38条の5第1項第1号又は旧指法第63条第1項第1号該当)	(指法第63条第2項第1号若しくは指令第38条の5第1項第1号又は旧指法第63条第1項第1号該当)
	譲渡等に係る資産の取得年月日	2	昭平	昭平	昭平
	同上的資産が土地等である場合	所在地			
		面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡等の年月日	5	平	平	平
	土地の譲渡等による収益の額	6			
	同上に対応する原価の額(31の②)	7			
直接又は間接に要した経費の額の計算	法定の負債利子(8)×6%	8			
	実績による負債利子	9			
	法定の販売費及び一般管理費(9)×4%	10			
	実績による販売費及び一般管理費	11			
	直接又は間接に要した経費の額((8)又は(9))+(10)又は(11))	12			
	土地譲渡利益金額(6)-(7)-(12)	13			
	圧縮額等の損金算入額	14			
	差引土地譲渡利益金額(13)-(14)のうち少ない金額	15			
	特別勘定等の益金算入額	16			
	課税土地譲渡利益金額(15)+(16)	17			
	課税土地譲渡利益金額の合計額(17)の合計額	18	000	土地譲渡税額(18)×20%	19

譲渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算

区分	事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の保有期間の月数	②×③		事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の保有期間の月数	②×③		事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の保有期間の月数	②×③	
				④	⑤				④	⑤				④	⑤
20	..	円	12	円		..	円	12	円		..	円	12	円	
21	..		12			..		12			..		12		
22	..		12			..		12			..		12		
23	..		12			..		12			..		12		
24	..		12			..		12			..		12		
25	..		12			..		12			..		12		
26	..		12			..		12			..		12		
27	..		12			..		12			..		12		
28	..		12			..		12			..		12		
29	..		12			..		12			..		12		
30	..		12			..		12			..		12		
31	..		12			..		12			..		12		
32	合計					合計					合計				

超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利益金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	法人名	円				
平成四年一月一日以前譲渡分	平成四年一月一日以後譲渡分	円	円	所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額 (別表四「36の①」又は別表十九(二)「1」)	8	
				(8)ある場合(3)の金額以上で 中持小法等の法人出場又は組合は組	基準法人税額 (4) × $\frac{28\%}{27\%}$ + (5) × $\frac{37.5\%}{30\%}$	9
					上法人以外の場合	基準法人税額 (3) × %
				上場記名以外の	基準法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「6」、別表一(三)「2」、別表十九(一)「2」又は別表十九(二)「2」)	11
					差引土地譲渡税額 (6)又は(7) - ((9)、(10)又は(11))	12
				土地譲渡税額の計算	課税土地譲渡利益金額の合計額 (1) + (3)	13
					土地譲渡税額の合計額 (2) + (12)	14
					(3)の金額又は800万円 × $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額又は (3)の金額のうち10億円 × $\frac{12}{12}$ 以下の金額 (3)の金額のうち800万円相当額を超える金額又は(3)の金額のうち10億円相当額を超える金額 (3) - (4) 土地譲渡税額 (4) × $\frac{28\%}{27\%}$ + 30% + (5) × $\frac{37.5\%}{30\%}$ + 30% 上法人以外の場合 土地譲渡税額 (3) × (% + 30%)	4 5 6 7

別表三(四) (平成四年四月一日以後終了事業年度分)

超短期所有に係る土地の譲渡等に係る課税土地譲渡利益金額の合計額の計算に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表三四付表（平成四年一月一日以後終了事業年度分）

御注意

(2) (1) この別表には、次の明細書を別紙として添付してください。
 (1) 土地建物を一括譲渡した場合の区分計算の明細書
 「直接又は間接に要した経費の額の計算」を実施配賦法によった場合の計算明細書

譲渡資産の明細	土地の譲渡等の内容	1	(指法第63条の2第2項第1号若しくは指令第38条の5第1項第1号又は旧指法第63条第1項第1号該当)	(指法第63条の2第2項第1号若しくは指令第38条の5第1項第1号又は旧指法第63条第1項第1号該当)	(指法第63条の2第2項第1号若しくは指令第38条の5第1項第1号又は旧指法第63条第1項第1号該当)	
	譲渡等に係る資産の取得年月日	2	昭平	昭平	昭平	
	同上の資産が土地等である場合	所在地	3			
		面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡等の年月日	5	平	平	平	
土地の譲渡等による収益の額	6		円	円	円	
同上に対応する原価の額(26の②)	7					
直接又は間接に要した経費	負債利子	法定の負債利子 (27) × 6%	8			
		実績による負債利子	9			
	販売費及び一般管理費	法定の販売費及び一般管理費 (27) × 4%	10			
		実績による販売費及び一般管理費	11			
	直接又は間接に要した経費の額 (8)又は(9) + (10)又は(11)	12				
土地譲渡利益金額 (6) - (7) - (12)	13					
圧縮額等の損金算入額	14					
差引土地譲渡利益金額 (13) - ((13)と(14)のうち少ない金額)	15					
特別勘定等の益金算入額	16					
課税土地譲渡利益金額 (15) + (16)	17					
(17)のうち平成4年1月1日以前の課税土地譲渡利益金額の合計額	18	000		(17)のうち平成4年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額	19	

譲渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算

区分	事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の期間の月数	②×③	事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の期間の月数	②×③	事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	当期の期間の月数	②×③
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
20	・	円	12	円	・	円	12	円	・	円	12	円
21	・		12		・		12		・		12	
22	・		12		・		12		・		12	
23	・		12		・		12		・		12	
24	・		12		・		12		・		12	
25	・		12		・		12		・		12	
26	・		12		・		12		・		12	
27	合計				合計				合計			

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表五(二) (平成六年四月一日以後終了事業年度分)

税目及び事業年度	期首現在未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在税額 ①+②-③-④-⑤ ⑥
			充当金取崩しによる納付 ③	仮払経理による納付 ④	損金経理による納付 ⑤	
法人税及び法人特別税	円		円	円	円	円
道府県民税		円				
市町村民税						
事業税						
その他						
納税充当金の計算						
期首納税充当金	31	円	取崩額	損金不算入のもの	38	円
繰入額	損金の額に算入した納税充当金	32	その他のもの		39	
		33		仮払税金消却	40	
	計 (32)+(33)	34		計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41	
取崩額	法人税額等 (5の③)+(11の③)+(16の③)	35	差引計		42	
	事業税 (20の③)	36	当期利益処分積立額		43	
その他	損金算入のもの	37	期末納税充当金 (42)+(43)		44	

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表六(一) (平成七年四月一日以後終了事業年度分)

I 所得税額の控除に関する明細書			
区 分		収 入 金 額	①について課される所得税額
		①	②
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	円	円
公 社 債 の 利 子 等	2		
利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	3		
証券投資信託の収益の分配	4		
そ の 他	5	内	内
計	6		

公社債の利子等、利益の配当及び剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算

個 別 法 に よ る 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	利子配当等の 計算基礎期間	(9)のうち元本 所 有 期 間	所 有 期 間 割 合 (10) (9) (小数点以下3 位未満切り上げ)	控除を受ける 所 得 税 額 (8)×(11)
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	利子配当等の 計算期末の 所有元本数等	利子配当等の 計算期首の 所有元本数等	(15) - (16) 2 又は 12 (負数の場合) は零とする。	所 有 元 本 割 合 (15+16) 0% (小数点以下3 位未満切り上げ は零とする。)	控除を受ける 所 得 税 額 (14)×(18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた 年 月 日	収 入 金 額	控 除 を 受 け る 所 得 税 額	参 考
		平 . . .	円	円	
		平 . . .			
		平 . . .			
		平 . . .			
		平 . . .			
		計			

II みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

法 人 名	解 散 の 年 月 日	み な し 配 当 金 額	(22) の 25% 相 当 額
	昭 . . .	22	23
		円	円
	昭 . . .		
	計		

所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

事業 年度	・	・	法人名
----------	---	---	-----

別表四（簡易様式）（平成七年四月一日以後終了事業年度分）

御 注 意

1 技術等海外取引の所得の特別控除、私財提供等があった場合等のの欠損金の繰越控除及び農業協同組合等の留保所得の特別控除等の規定の適用を受ける法人にあっては、別様式による別表四を御使用下さい。
 2 利益処分による賞与のうち受給者（とに債務の確定していない額がある場合は、その額は、「②」欄に含めることとなりますので、「③」の「賞与」欄の金額に含めないで記載します。
 3 「36」の「①」欄の金額は「②」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

区 分	総 額	処 分		
		留 保	社 外 流 出	
	①	②	③	
	円	円	配 当	円
当期利益又は当期欠損の額	1		賞 与	
			そ の 他	
加				
損金の額に算入した法人税及び法人特別税（附帯税を除く。）	2			
損金の額に算入した道府県民税（利子割を除く。）及び市町村民税	3			
損金の額に算入した道府県民税利子割	4			
損金の額に算入した納税充当金	5			
損金の額に算入した附帯税（利子税を除く。）加算金、延滞金（延納分を除く。）及び過怠税	6		そ の 他	
減価償却の償却超過額	7			
	8			
	9			
	10			
算				
小 計	11			
減				
減価償却超過額の当期認容額	12			
納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
受取配当等の益金不算入額（別表八「11」又は「22」）	14		※	
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	15			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	16		※	
	17			
	18			
	19			
	20			
算				
小 計	21		外※	
仮 計	22		外※	△
寄附金の損金不算入額（別表十四「20」又は「36」）	23		そ の 他	
法人税額から控除される所得税額（別表六（一）「6」の③）	25		そ の 他	
税額控除の対象とした外国法人税の額等（別表六（二）「10」-別表十六の三「36」の計）	26		そ の 他	
合 計	27		外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（一）「40」）	28	△	※	△
総 計	29		外※	
契約者配当の益金算入額（別表九「13」）	30		※	
差 引 計	33		外※	
欠損金又は災害損失金の当期控除額（別表七「2」の計）	34	△	※	△
所得金額又は欠損金額	36		外※	



利益積立金額の計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人名
----------	--------	-----

別表五(一) (平成六年四月一日以後終了事業年度分)

御注意

この表は、通常の場合には次の算式により検算ができます。

$$\begin{aligned} & \text{期首現在利益積立金合計「31」①} + \text{別表四留保総計「29」} \\ & - \text{中間分、確定分法人税県市民税の合計額} = \text{差引、翌期首現在利益積立金合計「31」⑤} \end{aligned}$$

区 分	期首現在利益積立金額 ①	当 期 中 の 増 減		当期利益金処分等による増減(減は赤) ④	差引 ⑤
		減 ②	増 ③		
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
繰越損益金(損は赤)	26				
納 税 充 当 金	27				
未納法人税等 (退職年金等積立金に 対するものを除く)	未納法人税及び未納法人特別税(附帯税を除く。)	28	△	△	△
	未納道府県民税(均等割額及び利子割額を含む。)	29	△	△	△
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30	△	△	△
差 引 合 計 額	31				

法人税の額から控除する所得税の額の
計算に関する明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

別表六(一)付表 (平成七年四月一日以後終了事業年度分)

当期の所得税の額(別表六(一)「6の③」)		1		円	法人税の額から控除する所得税の額の計算	当期の所得税の額 (1)		18		円		
法人 適 期 分 年 控 除 す る 所 得 税 の 額 の 計 算	当 内 訳	(1) 利子・配当等に 係る所得税の額	2				繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度	繰越所得税額控除限度超過額	前3年以内繰越所得 税額控除限度超過額 (29の①)		19	
		そ の 他 (1)-(2)	3						前4年以前繰越所得 税額控除限度超過額 (30の①)		20	
	所得税額控除限度額 (別表一「10」+「10の外書」-「11」、 別表一「13」+「13の外書」-「14」又 は別表一「8」+「8の外書」-「9」)		4					計 (19)+(20)	21			
	(2)のうち当期控除額 ((2)と(4)のうち少ない金額)		5					当 期 控 除 額 (18)+(21)	22			
	繰越所得税額控除限度 超過額の控除限度額 (4)-(5)		6					その他の事業年度 (該当)	23			
	繰越所得税額控除限度超過額 (29の①)		7					当 期 控 除 額 (1)				
	同上のうち当期控除額 ((6)と(7)のうち少ない金額)		8					翌 期 繰 越 所 得 税 額 控 除 限 度 超 過 額				
	当 期 控 除 額 (3)+(5)+(8)		9					当期の利子・ 配当等に係る 所得税の額又 は前期からの 繰越額	当期控除額		翌期繰越額 ①-②	
繰越所得 税額控除 限度超過 額を有する 適用年度 後の事業 年度	当 期 分	当期の所得税の額 (1)	10				①	②	③			
	繰 越	前 三 年 以 内 繰 越 所 得 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	同上のうち利子・配 当等に係る所得税の 額			11		(2) 円	(5) 円			
		所得税額控除限度額 (別表一「10」+「10の外書」-「11」、 別表一「13」+「13の外書」-「14」又 は別表一「8」+「8の外書」-「9」)	12				当 期 (適用年度)	24				
		(12)-(11) (マイナスの場合は0)	13				平 . . .	25				
	前3年以内繰越所得 税額控除限度超過額 (29の①)	14				平 . . .	26					
	同上のうち当期控除額 ((13)と(14)のうち少ない金額)	15				平 . . .	27					
	前4年以前繰越所得 税額控除限度超過額 (30の①)	16				平 . . .	28					
	当 期 控 除 額 (10)+(15)+(16)	17				計	29		(8)、(15)又は (19)			
	前 三 年 以 内 繰 越 所 得 税 額 控 除 限 度 超 過 額		14				前 前 業 四 年 以 事	30			(16)又は(20)	
	当 期 分		10				合 計	31				
繰 越		11				(24)+(29)+(30)						

欠損金又は災害損失金、私財提供等があった場合の欠損金及び石炭鉱業会社の欠損金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表七 昭六三・四・一以後終了事業年度分

I 青色申告書を提出した事業年度の欠損金又は災害による損失金の損金算入に関する明細書

事業年度	区分	控除未済欠損金	当期控除額 (別表四「33の①」を限度とする。)	翌期繰越額 (1) - (2)
		1	2	3
昭	青色欠損・災害損失	円	円	
昭	設備廃棄欠損金			円
昭	青色欠損・災害損失			
昭	設備廃棄欠損金			
昭	青色欠損・災害損失			
昭	設備廃棄欠損金			
昭	青色欠損・災害損失			
昭	設備廃棄欠損金			
昭	青色欠損・災害損失			
昭	設備廃棄欠損金			
昭	青色欠損・災害損失			
昭	設備廃棄欠損金			
昭	青色欠損・災害損失			
昭	設備廃棄欠損金			
計				
当期 同 上 の う ち 分	欠損金額 (別表四「36の①」)		欠損金の繰戻し額	
	設備廃棄欠損金合計 (設備の処理直前の帳簿価額の合計額と 同額の金額のうち少ない金額)			
	災害損失金 (10)			
	青色欠損金			
合計				

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類	棚卸資産	固定資産 (固定資産に該当する繰越資産を含む。)	昭
災害を受けた資産の別	①	②	① 計 ②
当期の欠損金額 (別表四「36の①」)	4		③ 円
資産の減失等により生じた損失の額	5	円	円
被害資産の原状回復のための費用の額	6		
(5) 計 + (6)	7		
保険金又は損害賠償金等の額	8		
差引災害により生じた損失の額 (7) - (8)	9		
繰越控除の対象となる損失の額 (4)と(9)の③のうち少ない金額	10		

II 私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書

私財提供等の利益の内訳	金額	円	欠損金額の計算	金額	円
金銭の額	11		適用年度終了の時における前事業年度以前 の事業年度から繰り越された欠損金額	15	円
金銭以外の資産の価額	12		適用年度終了の時における資本積立金額	16	
債務の免除を受けた金額	13		当期控除を受ける欠損金又は災害損失金の額 (2の計)	17	
計 (11) + (12) + (13)	14		差引欠損金額 (15) - (16) - (17)	18	
			当期の所得金額 (別表四「33の①」-「34の①」)	19	
			当期控除額 (14)、(18)と(19)のうち少ない金額	20	

III 石炭鉱業会社が交付金を受けた場合の欠損金の損金算入に関する明細書

交付金の合計額	21	円	差引欠損金額 (22) - (23)	24	円
適用年度終了の時における前事業年度以前 の事業年度から繰り越された欠損金額	22		当期の所得金額 (別表四「33の①」-「34の①」- (20))	25	
当期控除を受ける欠損金又は災害損失金等の額 (2の計) + (20)	23		当期控除額 (21)、(24)と(25)のうち少ない金額	26	

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表八 平六・十・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「29」欄は、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配については、その分配額の二分の一（又は四分の一）に相当する金額を記載します。

「24」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る引当金又は積立金の額を含めます。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合					基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合				
受取配当等の金額 (31の計)		1	円		受取配当等の金額 (31の計)		12	円	
特定株式等以外の株式等	当期に支払う負債利子等の額	2			特定株式等以外の株式等	当期に支払う負債利子等の額	13		
	特定利子の額	3				平成元年4月1日から平成3年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額	14		
	差引金額 (2)-(3)	4				同上の各事業年度の特定株式等以外の株式等に係る負債利子等の額の合計額	15		
	総資産価値額 (25の計)	5				負債利子 (15) (小数点以下3) 控除割合 (14) (位未満切捨て)	16		
	特定株式等以外の株式等の帳簿価額 (26の計)+(27の計)	6				配当等の額から控除する負債利子等の額 (13×16)	17	円	
配当等の額から控除する負債利子等の額 (4) × (6) / (5)	7			受取配当等の金額 (34の計)		18			
受取配当等の金額 (34の計)		8			特定株式等	(14)の各事業年度の特定株式等に係る負債利子等の額の合計額	19		
特定株式等の帳簿価額 (28の計)		9				負債利子 (19) (小数点以下3) 控除割合 (14) (位未満切捨て)	20		
配当等の額から控除する負債利子等の額 (4) × (9) / (5)		10				配当等の額から控除する負債利子等の額 (13×20)	21	円	
受取配当等の益金不算入額 ((1)-(7)) × 80% + ((8)-(10))		11			受取配当等の益金不算入額 ((12)-(17)) × 80% + ((18)-(21))		22		
当年度実績による場合の総資産価値額等の計算									
区分	総資産の帳簿価額	特定利子の元本の負債の額等	総資産価値額 (23)-(24)	特定株式等以外の株式及び出資の帳簿価額	受益証券の帳簿価額の1/2又は4	特定株式等の帳簿価額			
	23	24	25	26	27	28			
前期末現在額	円	円	円	円	円	円			
当期末現在額									
計									
配当等の収入金額の明細									
法人名又は銘柄		本店の所在地		配当等の収入金額		左のうち益金に算入される配当等の額		益金不算入の対象となる配当等の額 (29-30)	
				29		30		31	
				円		円		円	
計									
法人名		本店の所在地		配当確定時までの保有期間		保有割合		配当等の収入金額	
								32	
								円	
								左のうち益金に算入される配当等の額	
								33	
								円	
								益金不算入の対象となる配当等の額 (32-33)	
								34	
								円	
計									

① 社会保険診療報酬、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得、鉱業用坑道・軌条等、拡大造林のための植林費及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十七

昭五三・四・一以後終了事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

損金算入限度額の計算	診療報酬に係る収入金額	1	円	損金算入額の計算	診療報酬に係る経費の額	4	円
	(1)のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
	損金算入限度額 (2) × $\frac{72}{100}$	3			損金算入額 (3) - (5)	6	

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却直前の帳簿価額	7	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	10	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	8			譲渡原価の額 (9)	11	
	譲渡原価の額 (7) + (8)	9			特別控除額 (10) - (11)	12	

III 鉱業用坑道・軌条等の損金算入に関する明細書

資産の名称	13		取得価額	15	円
事業の用に供した年月日	14	昭 . . .	同上のうち損金の額に算入した金額	16	

IV 拡大造林のための植林費の損金算入に関する明細書

拡大造林のために支出した植林費の額	17	円	損金算入額	19	円
損金算入限度額 (17) × $\frac{1}{3}$	18		限度超過額 (19) - (18)	20	

V 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	21	中小企業共済事業団					
基金の名称	22	中小企業倒産防止共済事業					
告示番号	23	昭第 . . . 号	昭第 . . . 号	昭第 . . . 号	昭第 . . . 号	昭第 . . . 号	昭第 . . . 号
当期に支出した負担金等の額	24	円	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	25						

① 貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

御注意

I 貸倒引当金の損金算入に関する明細書

当 期 繰 入 額	1	円	実績による貸倒れの発生割合の計算	当期前3年以内に開始した各事業年度末における貸金の帳簿価額の合計額	8	円	
期末貸金の帳簿価額の合計額 (13の計)	2						
実績による貸倒れの発生割合 (12)	3				(8)	9	
法定の繰入率	4	1,000			同上の各事業年度の数		
大法人(期末の資本金額等が1億円を超える普通法人、相互会社及び外国相互会社)の場合の当期繰入限度額 (2)×(3)又は(4)、別表十一(一)付表の「14」又は「27」	5	円			当期前3年以内に開始した各事業年度における貸金の貸倒れによる損失の額の合計額	10	
中小法人(大法人以外の法人)の場合の当期繰入限度額 (2)×(3)又は(4)× $\frac{116}{100}$ 、別表十一(一)付表の「14」又は「27」	6				(10)× $\frac{12}{\text{同上の各事業年度の月数の合計}}$	11	
繰入限度超過額 (1)-(5)又は(6)	7				実績による貸倒れの発生割合(小数点以下4位未満切上げ) $\frac{(11)}{(9)}$	12	

「4」欄の「1,000」の分子の空欄には、主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。
 (4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます) 1,000
 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業 1,000
 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます) 1,000
 (5) その他の事業 1,000

貸 金 の 明 細

勘定科目	期末残高	貸金とみなされる額及び貸倒金否認額	13のうち税務上貸倒れがあったとみなされる額及び貸金に該当しないものの額	計 (13)+(14)-(15)	実質的に債権とみられないものの額	期末貸金額 (16)-(17)
	13	14	15	16	17	18
	円	円	円	円	円	円
計						

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

昭和55年4月1日から昭和57年3月31日までの間に開始した各事業年度末の売掛金等の額の合計額	19	円	債権からの控除割合 (小数点以下3位未満切捨て) $\frac{(20)}{(19)}$	21	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	20		実質的に債権とみられないものの額 (19の計)×(21)	22	円

(3) 金融及び保険業 1,000

II 旧貸倒準備金勘定残額のうち益金の額に算入すべき金額の明細書

旧貸倒準備金の勘定	期首貸倒準備金	23	円	益金算入額の計算	改正直前事業年度終了の日における貸金の帳簿価額の合計額	27	円
	同上のうち益金の額に算入された金額	24			$(27) \times \frac{1}{1,000}$ 相当額	28	
	貸倒れ補てんを否認された金額	25			$(28) \times \frac{1}{12}$ 相当額	29	
	差引期首貸倒準備金 (23)-(24)+(25)	26			益金の額に算入すべき金額 (26)と(29)のうち少ない金額	30	

①

返品調整引当金及び賞与引当金の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表十二(二)

平七・四・一以後終了事業年度分

I 返品調整引当金の損金算入に関する明細書							
返品率の計算	当期及び当期前1年以内に開始した各期の指定事業に係る棚卸資産の総売上高	1	円	当期繰入額	8	円	
	当期及び当期前1年以内に開始した各期の指定事業に係る棚卸資産の買戻しの額の合計額	2		繰入限度額 売上高基準の場合 当期末における指定事業に係る売掛金の合計額	9		
	返品率 $\frac{(2)}{(1)}$	3			繰入限度額 $(9) \times (3) \times (7)$	10	
売買利益率の計算	当期の指定事業に係る棚卸資産の純売上高	4	円	繰入限度額 売上高基準の場合 当期末以前2月間の指定事業に係る棚卸資産の総売上高	11		
	同上に係る売上原価と販売手数料の合計額	5			繰入限度額 $(11) \times (3) \times (7)$	12	
	差引利益の額 $(4) - (5)$	6			繰入限度超過額 $(8) - (10) \text{又は} (12)$	13	
	売買利益率 $\frac{(6)}{(4)}$	7					

II 賞与引当金の損金算入に関する明細書

暦年基準による場合	当期繰入額	14	円	支給対象期間基準による場合	当期繰入額	22	円
	前1年間の1人当たり賞与支給額 (34の計)	15			前1年間の1人当たり賞与支給額 (34の計)	23	
	同上の $\frac{1}{12}$ 相当額	16			同上の $\frac{1}{12}$ 相当額	24	
	当年の1人当たり賞与支給額 (38の計)	17			当期末未使用人等に対する期中支払賞与の額のうち、当期の支給対象期間に対応する部分の額 (44の計)	25	
	基準賞与の額 $(16) - (17)$	18			当期末の使用人等の数	26	人
	当期末の使用人等の数	19	人		25の1人当たりの金額 $\frac{25}{26}$	27	円
	繰入限度額 $(18) \times (19)$	20	円		基準賞与の額 $(24) - (27)$	28	
繰入限度超過額 $(14) - (20)$	21		繰入限度額 $(28) \times (26)$	29			
				繰入限度超過額 $(22) - (29)$	30		

1人当たり賞与支給額及び当期の支給対象期間に対応する賞与の額の計算

前一年間の計算 一人当たり賞与	支給年	支給月	支給金額	支給日に在職した使用人等の数	1人当たり賞与支給額 $\frac{32}{33}$	当年の計算 一人当たり賞与支給	支給年	支給月	支給金額	支給日に在職した使用人等の数	1人当たり賞与支給額 $\frac{36}{37}$		
		31		32	33		34		35		36	37	38
		年	月	円	人		円		年	月	円	人	円
		年	月						年	月			
		年	月						年	月			
	計						計						
当期の賞与の額の計算 対象期間に対応	支給年	支給月	当期に支給した賞与の額 (その支給対象期間が当期に含まれないものを除く。)		(40)のうち当期末に在職する使用人等に支給した金額	賞与支給対象期間	(42)のうち当期に属する日数等 (42)の期間の日数等		(41)のうち当期の支給対象期間に対応する賞与の額 (41)×(43)				
		39		40	41		42	43	44				
		年	月	円	円		円	円	円				
		年	月										
		年	月										
	計												

①

退職給与引当金の損金算入に関する明細書

事業年度 : : 法人名

御注意

3 2 1
 「3」欄には、使用人兼務役員に支給する給与は含まれません。
 「32」欄及び「33」欄には、自己の都合により退職した場合は退職給与の要支給額を記載してください。
 退職給与規程(改正した場合も含みます)の提出漏れがないか確認してください。

当期繰入額		1	円	期首現在額		19	円	
当期繰入限度額の計算	期中退職給与発生基準額(36の③)	2		当期取崩額	退職による取崩額	20		
	給与総額基準 期末使用人の給与総額	3			同上以外の場合による引当金取崩額	21		
	給与基準額 (3)×100	4			計 (20)+(21)	22		
	(2)の金額又は(2)と(4)のうち少ない金額	5		繰入限度額	当期繰入額(1)	23		
	前期の期間が1年未満のもの 前期の繰入不足額(前期の(53))	6			差引期末現在額 (19)-(22)+(23)	24		
	繰入限度額 (5)+(6)	7		繰越額の計算	当期繰入額(1)	23		
	繰入限度超過額 (1)-(7)	8			差引期末現在額 (19)-(22)+(23)	24		
	差引退職給与引当金(29)	9			減	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	25	
	累積限度額 (32の③)×100	10			当期中において退職により益金の額に算入すべき金額 (34の③)-(20)	26		
	経る場合の累積限度額の適用が認められる	11			当期中において同上以外の場合により益金の額に算入すべき金額	27		
	期末退職給与と要支給額の50%相当額 (32の③)×50	12			繰入限度超過額(8)	28		
	(11)と(12)のうち少ない金額	13			差引退職給与引当金 (24)-(25)-(26)-(27)-(28)	29		
	期末退職給与と要支給額の40%相当額 (32の③)×40	14			累積限度超過額(17)	30		
	累積限度額 (13)が(14)より多い場合の(13)の金額	15			期末退職給与引当金 (29)-(30)	31		
	退職年金制度へ移行した場合の累積限度額(46)	16						
	累積限度超過額 (9)-((10),(15)又は(16))	17						
	限度超過額合計 (8)+(17)	18						

期中退職給与発生基準額の計算

区分	当期末の要支給額	前期末の要支給額	(33)のうち当期中に退職した者に係るもの	当期末在職者の前期末要支給額 (33)-(34)	期中退職給与発生基準額 (32)-(35)
	32	33	34	35	36
退職給与	①				
退職金共済契約等又は適格退職年金契約等に基づく給付金	②				
差引事業主の支給する退職給与	③				

退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算

移行年度の翌事業年度開始の日	37	昭平	(41)又は(41)× $\frac{84-(38)}{84}$	42	円
同上の日から当期末までの月数	38	月	調整前累積限度額 (32の③)× $\frac{50 \times 38}{100}$	43	
移行年度における繰越期末退職給与引当金 (移行年度の(29)+(28)-(23))	39	円	調整後の累積限度額 (42)+(43)	44	
移行年度における調整前累積限度額 (移行年度の(32の③)× $\frac{50 \times 38}{100}$)	40		繰越期末退職給与引当金 (29)+(28)-(23)	45	
移行年度における調整前累積限度超過額 (39)-(40)	41		累積限度額 ((44)と(45)のうち少ない金額)	46	

翌期へ繰り越す繰入不足額の計算(事業年度が1年未満の場合)

当期繰入額基準	(5)の金額	47	円	累積限度額 (10)又は(15)	50	円
当期繰入額(1)		48		差引退職給与引当金(29)	51	
繰入不足額 (47)-(48)		49		累積限度余裕額 (50)-(51)	52	
				翌期繰越繰入不足額 ((49)と(52)のうち少ない金額)	53	

① 特別修繕引当金及び製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

事業年度: 平成
法人名:

別表十二(四)

平七・四・一以後終了事業年度分

I 特別修繕引当金の損金算入に関する明細書						
資産の種類及び名称	1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2					
期首現在特別修繕引当金	3	円	円	円	円	円
当期取崩額	特別修繕費を支出した場合による取崩額	4				
	同上以外の場合による取崩額	5				
	計	6				
減算	(3)のうち前期末までに益金の額に算入された金額	7				
	当期中において益金の額に算入すべき金額	8				
	計	9				
差引特別修繕引当金 (3)-(6)-(9)	10					
当期繰入額	11					
繰入限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	12				
	(12) - (10) (負数の場合は零)	13				
	当期の月数 積立期間の月数	14	———	———	———	———
	(12) × (14)	15	円	円	円	円
	繰入限度額 (13)と(15)のうち少ない金額	16				
繰入限度超過額 (11) - (16)	17					
差引期末特別修繕引当金 (10)+(11)-(17)	18					

II 製品保証等引当金の損金算入に関する明細書

当期前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額	19	円	当期繰入額	23	円
当期前2年以内に開始した各期の目的物の請負又は製造に係る補修費の額(目的物の引渡年度に支出されたものを除く。)の合計額	20		当期の目的物の請負又は製造に係る収益の額の合計額	24	
実績による補修費 ⁽²⁰⁾ の支出割合 ⁽¹⁹⁾ (小数点以下4位未満切上げ)	21		繰入限度額 (24) × ((21)又は(22))	25	
法定の補修費の支出割合	22	1,000	繰入限度超過額 (23) - (25)	26	

事業 年度	法人名
----------	-----

2

寄附金の損金算入に関する明細書

御注意 「6」欄又は「26」欄の金額がマイナス(△)となるときは「0」と記載してください。

公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合				
損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支出(利益を 除く) し た 差 分 等 に よ る 額	指定寄附金額 (37の計)	1	円	損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支出分等 による 寄 附 金 の 額 を 除 く た り	指定寄附金額 (37の計)	21	円
		特定公益増進法人への寄附金額 (38の計)	2				長期給付事業への繰入利子額	22	
		その他の寄附金額	3				その他の寄附金額	23	
		計 (1)+(2)+(3)	4				計 (21)+(22)+(23)	24	
		所得金額仮計 (別表四「22の①」)	5				所得金額仮計 (別表四「22の①」)	25	
	寄附金支出前所得金額 (4)+(5)	6	寄附金支出前所得金額 (24)+(25)	26	計 算	同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額	7	同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額 <small>(100 相当額が年200万円に達 しない場合は、年200万円)</small>	27
	資本金額等	8	22と融資額の年5.5%相当額 のうち少ない金額	28					
	資本積立金額	9	(28) - (26) × $\frac{27}{100}$ 相当額	29					
	計 (8)+(9)	10	損金算入限度額 (27)+(29)	30					
	同上の $\frac{2.5}{1.000}$ 相当額	12	指定寄附金額 (21)	31					
	損金算入限度額 ((7)+(12)) × 0.5	13	国外関連者への寄附金額	32					
	特定公益増進法人に対する寄附金の損金算 入額(2)と(7)又は(13)のうち少ない金額)	14	同上の寄附金以外の寄附金額 (24) - (32)	33	損 金 不 算 入 額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (33) - (30) - (31)	34		
	指定寄附金額 (1)	15	国外関連者への寄附金額 (32)	35					
	国外関連者への寄附金額	16	計 (34)+(35)	36					
	同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (16)	17	指定寄附金等に関する明細						
損金不 算入額 (18)+(19)	20								

寄附した日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額 37 円
計				

特定公益増進法人に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄 附 した 日 又は 支出 した 日	寄 附 先 又は 受 託 者	所 在 地	寄 附 金 の 使 途 又は 認定特定公益信託の名称	寄 附 金 額 又は 支 出 金 額 38 円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細				
支 出 した 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額 円

① 交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

御注意

1 「2」欄には、期末の資本又は出資の金額が、(1)一千万円以下の法人にあつては「四〇〇万円」に、(2)一千万円超五千万円以下の法人にあつては「三〇〇万円」にそれぞれ当期の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を記載し、(3)五千万円超の法人にあつては「0円」を記載します。
 2 「支出交際費等の額の明細」は科目にとられず交際費等に該当するものをすべてを記載してください。

支出交際費等の額 (7の計)	1	円	損金算入限度額 $((1)と(2)のうち少ない金額) \times \frac{90}{100}$	3	円
定額控除限度額 (0円、300万円又は400万円) $\times \frac{1}{12}$	2		損金不算入額 (1) - (3)	4	
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	円	交 際 費 等 の 額 から 控 除 さ れ る 費 用 の 額	円	差 引 交 際 費 等 の 額
交 際 費		円		円	円
計					

① 新規取得土地等に係る負債の利子の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名 . . .

別表十五の二 平七・四・一以後終了事業年度分

新規取得土地等の明細	新規取得土地等の種類	1				
	同上の新規取得土地等が土地等である場合	所在地	2			
		面積	3	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	取得年月日又は対価の支払年月日 (引継価額として区分された新規取得土地等の場合は別表十五の二付表「27」)	4	昭平昭平 . . .)	昭平 . . .)	昭平 . . .)	
	負債利子損金不算入期間の末日	取得日から4年を経過する日	5	平 . . .	平 . . .	平 . . .
		特定の事実と該当することとなった日	6	平 (措法第62条の2第3項第2号) (措令第38条の3第3項第号) 該当	平 (措法第62条の2第3項第2号) (措令第38条の3第3項第号) 該当	平 (措法第62条の2第3項第2号) (措令第38条の3第3項第号) 該当
損金不算入額の計算	取得価額	7	円	円	円	
	造成費用の額	8				
	取得価額に算入した負債の利子の額	9	()	()	()	
	交換により取得した土地等の場合の交換譲渡土地等の譲渡直前の帳簿価額	10				
	合併により受け入れた土地等の場合の控除額	11				
	調整取得価額 (7)-(8)-(9)-(10)-(11)	12				
	取得土地等の基準取得価額 (12) × 別表十五の二付表「5」又は別表十五の二付表「26」若しくは「29」	13				
	同上以外の新規取得土地等の基準取得価額 (12)又は別表十五の二付表「26」若しくは「29」	14				
	前期以前に取得した新規取得土地等の基準取得価額 前期末の(13)、(14)又は(15)	15				
	利率による計算	16	6%又は平均利率(小数点以下3位未満切捨て)			
	当期に含まれる負債利子損金不算入期間	17	12	12	12	
	(13)、(14)又は(15) × (16) × (17)	18	円	円	円	
	負債利子額による計算	19	当期の負債の利子の額			
	当期に負債利子損金不算入期間が含まれている新規取得土地等の基準取得価額の合計額	20				
	当期に含まれる負債利子損金不算入期間の月数	21	—	—	—	
(19) × (20)又は(15) × (21)	22	円	円	円		
損金不算入額 (18)と(22)のうち少ない金額)-(9)のうち当期に係る金額	23					
累積損金不算入負債利子額の計算	損金	24				
	損金	25				
	損金	26				
	損金	27				
	損金	28				
	損金	29				
	損金	30				
	損金	31				
	損金	32				
	当期分 (23)	33				
損金算入額の計算	引継価額として区分された新規取得土地等の場合の累積損金不算入負債利子額の加算額 (別表十五の二付表「28」)	34				
	累積損金不算入負債利子額 (24)から(34)までの合計額	35				
	同上のうち前期末までに損金の額に算入された金額	36				
	当期損金算入額 (35) × 当期の月数 / 48 と (35)-(36)のうち少ない金額	37				
新規取得土地等の譲渡等の日を含む事業年度又は解散等の日を含む事業年度である場合 (35)-(36)	38					

定額法による減価償却資産の
償却額の計算に関する明細書

事業 年度	法人名
----------	-----

①

御注意

1 この表には、種類等及び耐用年数の同じ資産は、その合計額により記載しますが、次の資産については、他の資産と区別して別行に記載してください。
 (1) 期中の途中で事業の用に供した資産。なお、手簡便償却を適用した場合も、備考欄にその旨表示してください。
 (2) 租税特別措置法による特別償却の規定(同法第49条第1項の規定を除きます)の適用を受ける資産。
 租税特別措置法による特別償却の規定(同法第49条第1項の規定を除きます)の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種	類	1							
構	造	2							
細	目	3							
事業の用に供した年月		4							
取得価額又は製作価額		5	円	円	円	円	円	円	円
圧縮記帳による引当金又は積立金計上額		6							
差引改定取得価額(5)-(6)		7							
残 存 価 額		8	()	()	()	()	()	()	()
帳簿	期末現在の帳簿価額	9							
帳簿	期末現在の引当金等の金額	10							
引当金等の取崩額		11							
改定帳簿価額((9)-(10)-(11))		12							
定額法による償却額計算の基礎となる金額(7)-(8)		13							
耐用年数		14	年	年	年	年	年	年	年
償 却 率		15							
当期発生普通額	算出償却額(13)×(15)	16	円	円	円	円	円	円	円
当期発生普通額	増加償却額(16)×割増率	17	()	()	()	()	()	()	()
当期発生普通額	計	18							
特別償却限度額等	割増償却額	19	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
特別償却限度額等	租税特別措置法適用条 項	20	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円
特別償却限度額等	特別償却額	21	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
特別償却限度額等	租税特別措置法適用条 項	22	()円	()円	()円	()円	()円	()円	()円
特別償却限度額等	特別償却額	23	外	外	外	外	外	外	外
特別償却限度額等	計(20)+(22)	23							
前期からの繰越額	前期から繰り越した償却不足額	24							
前期からの繰越額	合 計((18)+(23)+(24))	25							
当期償却額	当期償却額	26							
償却不足額	償却不足額(25)-(26)	27							
償却超過額	償却超過額(26)-(25)	28							
前期からの繰越額	前期からの繰越額	29							
当期損金額	当期損金額	30							
当期損金額	引当金等取崩しによるもの	31							
当期損金額	差引合計翌期への繰越額((28)+(29)-(30)-(31))	32							
当期損金額	翌期に繰り越すべき償却不足額(27-30又は23+24のうち少ない金額)	33							
当期損金額	当期において切り捨てる償却不足額	34							
当期損金額	差引翌期への繰越額(33)-(34)	35							
当期損金額	平 . . 平 . .	36							
当期損金額	当期分不足額	37							
備考									

事業年度	・	・	・	法人名	
------	---	---	---	-----	--

定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

①

御注意

1 この表には、種類等及び耐用年数の同じ資産は、その合計額により記載しますが、次の資産については、他の資産と区別して別行に記載してください。
 (1) 期中途中で事業の用に供した資産。なお、1.2簡便償却を適用した場合は、備考欄にその旨を表示してください。
 (2) 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産。
 2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定(租税特別措置法第49条第1項の規定を除きます)の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産区分	種類	1							
	構造	2							
	細目	3							
	事業の用に供した年月	4							
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円	円	円
	圧縮記帳による引当金又は積立金計上額	6							
残存価額	差引改定取得価額(5)-(6)	7							
	残存価額	8	()	()	()	()	()	()	()
定率法による償却額の計算の基礎となる額	期末現在の帳簿価額	9							
	期末現在の引当金等の金額	10							
	引当金等の期中取崩額	11							
	改定帳簿価額(9)-(10)-(11)	12							
	損金に計上した当期償却額	13							
	前期からの繰り越した償却超過額	14							
耐用年数	前期からの繰り越した償却不足額	15							
	差引(12)+(13)+(14)-(15)	16							
償却率	耐用年数	17	年	年	年	年	年	年	年
	償却率	18							
当期発生普通通額	算出償却額(16)×(18)	19	円	円	円	円	円	円	円
	増加償却額(19)×割増率	20	()	()	()	()	()	()	()
当期分の償却限度額	計	21							
	租税特別措置法適用条項	22	条	項	条	項	条	項	条
	割増償却額	23	()	円	()	円	()	円	()
	租税特別措置法適用条項	24	条	項	条	項	条	項	条
	特別償却額	25	()	円	()	円	()	円	()
前期からの繰り越した償却不足額	計(23)+(25)	26	外	外	外	外	外	外	外
	前期からの繰り越した償却超過額	27							
当期償却額	合(21)+(26)+(27)	28							
	当期償却額	29							
償却不足額	償却不足額(28)-(29)	30							
	償却超過額(29)-(28)	31							
前期からの繰越額	前期からの繰越額	32							
	当期償却不足によるもの	33							
当期超過額	引当金等取崩しによるもの	34							
	差引合計翌期への繰越額(31)+(32)-(33)-(34)	35							
償却額	翌期に繰り越すべき償却不足額(30)-(35)又は(36)+(37)のうち少ない金額	36							
	当期において切り捨てる額	37							
不足額	差引翌期への繰越額(36)-(37)	38							
	翌期への繰越額の内訳	39	平	・	平	・	平	・	平
備考	当期分不足額	40							
	備考								

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 平成
平成

法人名

別表十六(五)

平七・四・一以後終了事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	1					
支出した年月	2					
支出した金額	3	円	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5					
当期分の償却限度額 (3) × $\frac{(5)}{(4)}$	6	円	円	円	円	円
当期償却額	7					
差引	償却不足額 (6) - (7)	8				
	償却超過額 (7) - (6)	9				
償却超過額	前期からの繰越額	10				
	同上のうち当期損金認容額 ((8)と(10)のうち少ない金額)	11				
	翌期への繰越額 (9) + (10) - (11)	12				

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	13					
支出した金額	14	円	円	円	円	円
前期までに償却した金額	15					
当期償却額	16					
期末現在の帳簿価額	17					

平成 年 月 日		税務署長殿
(収 受 印)		
納 税 地	電話 () -	
(ふりがな) 名 称 又は屋号		
(ふりがな) 代表者氏名 又は氏名	(印)	
経理担当者氏名		

※ 税 務 署 処 理 欄	一 連 番 号			
	所 属	番 号	整 理 号	
	年 月 日			
	申告年月日 平成			
	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	郵便官署消印		確認印	省略年月日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
指導年月日		相談	区分1 区分2 区分3	
平成				

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

自 平成 年 月 日

課税期間分の消費税(

)申告書

至 平成 年 月 日

自 年 月 日
(中間申告の場合)
至 年 月 日
(合の対象期間)

平成 年 月 日 以後開始課税期間分(一般用)

この申告書による税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円																
課税標準額	(内訳欄の合計額) 普通乗用自動車 ①											0	0	0	01			
	その他の課税分 ②											0	0	0	02			
	計 (①+②) ③											0	0	0				
消費税額	(内訳欄の合計額) 普通乗用自動車 (②×3%) ④														04			
	その他の課税分 ⑤														05			
	計 (④+⑤) ⑥																	
	控除過大調整税額 ⑦														07			
控除税額	控除対象額 ⑧														08			
	返還等に係る税額 ⑨														09			
	貸倒れに係る税額 ⑩														10			
	(⑧+⑨+⑩) 控除税額小計 ⑪																	
	(⑥+⑪-①) 限界控除前の税額 ⑫														12			
	(⑫-⑥-⑦) 控除不足還付税額 ⑬														13			
	限界控除税額 ⑭														14			
	(⑭-⑬) 差引税額 ⑮												0	0	15			
	中間納付税額 ⑯													0	0	16		
	(⑮-⑯) 納付税額 ⑰														0	0	17	
	(⑰-⑯) 中間納付還付税額 ⑱														0	0	18	
	この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑲																19	
	差引納付税額 ⑳															0	0	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額 ㉑																21	
	資産の譲渡等の対価の額 ㉒																22	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
	規則22条1項の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
参考事項	控除税額の計算方法	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	41		
		<input type="checkbox"/>	一括比例配分方式			
普通乗用自動車の内訳	課税標準額	6%分	,000円			
		4.5%分	,000円			
	消費税額	6%分	円			
		4.5%分	円			
基準期間の課税売上高						円
通付を受ける金融機関	銀行		本店・支店	預金		
	信用金庫・協同組合		本所・支所			
※ 税務署処理欄	管理部門					

税理士 署名押印 (印)

この申告書の提出は、納税義務者の住所を記載するものとします。

平成 年 月 日		税務署長殿
(収 受 印)		
納 税 地	電話 () -	
(ふりがな) 名 称 又は屋号		
(ふりがな) 代表者氏名 又は氏名	(印)	
経理担当者氏名		

※ 新 番 号 番 号 番 号 番 号 番 号 番 号 番 号 番 号	一 連 番 号			
	申告年月日	平成 年 月 日		
	申告区分	指導等	庁指定	局指定
	郵便官署消印	確認印	省略年月日	
	年 月 日	年 月 日		
	指導年月日	相談区分1	区分2	区分3
	平成 年 月 日			

自 平成 年 月 日

課税期間分の消費税()申告書

至 平成 年 月 日

自 年 月 日
(中間申告の場合)

至 年 月 日
(合の対象期間)

この申告書による税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円										
課税標準額	(内訳欄の合計額) ①											01
課税標準額	その他の課税分 ②											02
課税標準額	計 (①+②) ③											
消費税額	(内訳欄の合計額) ④											04
消費税額	(②×3%) ⑤											05
消費税額	その他の課税分 ⑥											
消費税額	計 (④+⑤) ⑦											
控除税額	貸倒回収に係る控除税額 ⑧											07
控除税額	控除対象戻入税額 ⑨											08
控除税額	返還等に係る控除税額 ⑩											09
控除税額	貸倒れに係る控除税額 ⑪											10
控除税額	控除税額小計 (⑧+⑨+⑩) ⑫											12
控除税額	限界控除前の税額 (⑦+⑫) ⑬											13
控除税額	控除不足還付税額 (⑬-⑩-⑪) ⑭											14
控除税額	限界控除税額 (⑭-⑩) ⑮											15
控除税額	差引税額 (⑮-⑫) ⑯											16
控除税額	中間納付税額 ⑰											17
控除税額	納付税額 (⑰-⑫) ⑱											18
控除税額	中間納付還付税額 (⑱-⑫) ⑲											19
控除税額	この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑳											20
控除税額	差引納付税額 (⑲-⑫) ㉑											21
課税標準額	この課税期間の課税売上高 ㉒											
課税標準額	課税期間の課税売上高 ㉓											

参 考 事 項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
	規則22条1項の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	事業区分	区分	課税売上高(免税売上高を除く)	売上割合%		
		第1種	千円			36
		第2種				37
		第3種				38
		第4種				39
計						
特例計算適用(令57③)	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40	
普通乗用自動車の内訳	課税標準額	6%分				,000円
	課税標準額	4.5%分				,000円
	消費税額	6%分				円
	消費税額	4.5%分				円
送付を受ける金融機関	銀行	本店	支店	本店	支店	預金
	信用金庫	本店	支店	本店	支店	預金
郵便局						
※税務署管理欄	管理部門					

平三・一〇・一以後開始課税期間分(簡易課税用)

税理士 署名押印 (印)

仕入控除税額に関する明細書 (法人用)

所在地	
名称	

◎ 還付申告書を提出される方は、申告書に添付して御提出くださるようお願いいたします。

1 控除対象取引金額

単位：千円

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② 左 の うち 控除対象外金額	(①-②) 控除対象取引金額
損益科目	商品仕入高等	①		
	販売費・一般管理費	②		
	営業外費用	③		
	そ の 他	④		
	計	⑤		
区 分		① 資 産 の 取 得 価 額 (税込・税抜)	② 左 の うち 控除対象外金額	(①-②) 控除対象取引金額
資産科目	固定資産	⑥		
	繰延資産	⑦		
	計	⑧		
仕入控除税額		⑨	⑤+⑧の金額に対する消費税額	

2 還付申告となった主な理由 (該当する事項に○印を付してください。)

設備投資 (高額な固定資産の購入等)	その他 ()
輸出等の免税取引の割合が高い	

3 主な課税仕入れ等の明細 (取引金額が100万円以上の取引を記載してください。)

単位：千円

資 産 の 種 類 等	取 得 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税込・税抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			
	. .			